

新潟市 いじめ未然防止に向けた教育プログラム

新潟市教育委員会 学校支援課

1 はじめに

平成28年11月18日 文部科学大臣提言「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」で示された下記の A～F を、学級活動（2）と道徳科の指導内容として、「新潟市 いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を構成した。※A～F は文部科学大臣の提言に加筆

- A どのようなことが、いじめになるのか。
- B なぜ、いじめが起きるのか。
- C なぜ、いじめはしてはいけないのか。
- D なぜ、いじめはいけないと分かっているにもかかわらず、止められなかったりするのか。
- E どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
- F いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。

2 いじめに正面から向き合う学級活動（2）と道徳科の指導構想の関係性

(1) 学級活動（2）の指導構想

- 法律や調査・研究結果を知識として示し、子どもにいじめについて正面から考えさせることで、いじめ問題についての理解を深める授業を目指す。

(2) 道徳科の指導構想

- 教材の問題場面から子どもにいじめに係わる問題を見出させ、「自分の経験を基に考える」「多面的・多角的に考える」といった思考を促すことにより、子どもがいじめについて正面から考える中で道徳的価値の理解を深める授業を目指す。

(3) 学級活動（2）と道徳科の指導の関係

- ① 各学年部の初期段階で学級活動（2）の授業を行う。
 - ・いじめの知識を伝えるとともに、いじめに係わる問題意識を高める。
- ② 道徳科の授業は学年部の2年間で行う。
 - ・様々ないじめに係わる問題場面を教材とする道徳科の授業を設定し、主体的にいじめ問題について考えさせ、いじめ問題の解決に必要な道徳的価値の理解を深める。

3 市内学校での展開

令和5年度より「いじめ未然防止プログラム」をスタートさせた。初年度は努力義務として、全学年で学級活動（2）を1回、道徳科は全学年で4教材実施を依頼した。

令和6年より完全実施となり、学級活動（2）は学年部で1回（中学校は中1で実施）、道徳科は全学年で4教材実施する。

指導資料は、統合型校務支援システム内に編集可能な形で保存。各校でダウンロードして活用している。